

【機密性2】

裁判事務の分配等についての定め（令和7年度）

水戸地方裁判所

令和7年4月1日現在

目 次

<前文>	1
<本文>	
第 1 裁判官の配置及び裁判事務の分配等	
1 本庁 (第 1 条～第 13 条)	1
2 支部 (第 14 条～第 15 条)	4
3 管内簡易裁判所 (第 16 条)	4
4 令状請求事件等の取扱い (第 16 条の 2)	4
第 2 司法行政事務の代理順序 (第 17 条～第 20 条)	6
第 3 応急措置 (第 21 条)	7
<別表>	
別表第 1 (本庁各部の裁判官の配置)	9
別表第 2 (本庁民事部)	10
別表第 3 (本庁刑事部)	17
別表第 4 (各支部の裁判官の配置)	21
別表第 5 (支部)	22
別表第 6 (管内各簡易裁判所の裁判官の配置)	31
別表第 7 (簡易裁判所)	33
別表第 8 (裁判事務についての簡易裁判所裁判官の代理順序)	38
別表第 9 (令状請求事件等取扱庁)	39
別表第 10 (執務時間内における令状請求事件及び勾留に関する処分 (いずれも第 1 回公判期日後の被告人に対するものを除く。) 並びに被疑者に対する国選弁護人選任に関する事務を担当する裁判官及び事件の分配)	41

この定めは、令和 7 年度における水戸地方裁判所及び管内簡易裁判所における裁判官の配置、裁判事務の分配、裁判官に差し支えがあるときの代理順序、開廷日割及び司法行政事務の代理順序を定めるものである。

第 1 裁判官の配置及び裁判事務の分配等

1 本庁

第 1 条 (部の設置及び裁判官の配置)

本庁に民事第一部及び民事第二部並びに刑事第一部及び刑事第二部を置き、裁判官の配置を別表第 1 のとおりとする。

第 2 条 (事件の分配)

事件は、専属分配事件及び特に定める場合における当該事件を除き、事件の種類ごとに前年度に引き続いて受理の順序に従い、所定の割合に応じて各部に分配する。

第 3 条 (付随事件の取扱い)

本案訴訟その他基本となる事件に付随する事件（民事保全事件については、本案訴訟の第 1 回口頭弁論期日以後に申立てのされた保全命令申立事件をいう。）は、特段の定めのない限り、基本事件が分配された部に分配する。

第 4 条 (民事の再審事件等の取扱い)

民事の再審事件、上告受理事件及び準抗告事件は、原裁判をした部に分配する。ただし、その部がないときは、順序に従い民事各部に分配する。

第 5 条 (民事の差戻事件等の取扱い)

民事に係る差戻事件、忌避申立事件及び除斥申立事件は、当該裁判官が属しない部に分配する。

第 6 条 (民事における関連事件の取扱い)

一つの部に分配された事件が他の部の事件と関連する場合において、併せて審判するのが相当と認められるときは、協議によりいずれかの部で併せて取り扱うことができる。この場合には、次に分配する事件で調整する。

第7条（民事事件等の分配）

民事事件、行政事件及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に係る事件等は、別表第2のとおり分配する。

第8条（刑事事件等の分配）

刑事事件及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）に係る事件（第16条の2の医療観察法による連戻状請求事件を除く。）は、別表第3のとおり分配する。

第8条の2（傍受の原記録の保管事務）

1 各支部における犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「通信傍受法」という。）に基づく傍受の原記録の保管事務は、水戸地方裁判所本庁において取り扱う。

2 傍受の原記録の保管事務は、裁判官山崎威が処理する。

ただし、第16条の2第1項2号に定める夜間及び裁判所の休日においては、刑事第一部及び刑事第二部の各事務を総括する裁判官の協議により割り当てた担当裁判官が、これを処理する。

第9条（刑事事件等についての民事部裁判官の代理）

次の各号の事件については、刑事第一部及び刑事第二部の裁判官に差し支えがあるときは、本庁各部の部の事務を総括する裁判官の協議により定めた民事第一部又は民事第二部に配属された裁判官が、これを代理する。

- ① 準抗告事件
- ② 医療観察法第72条第1項の規定による不服申立てに関する事件
- ③ 同法第73条第1項の規定による異議の申立てに関する事件
- ④ 証拠保全請求事件
- ⑤ 証人尋問請求事件
- ⑥ 共助事件

- ⑦ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第3条第1項の規定による対象事件からの除外請求事件
- ⑧ 同法第35条第1項の規定による裁判員等選任手続における理由あり不選任請求却下決定に対する異議の申立てに関する事件
- ⑨ 同法第41条第2項の規定により受訴裁判所が地方裁判所に送付した裁判員等の解任請求事件
- ⑩ 同法第42条第1項の規定による前号の解任請求に対して地方裁判所がした却下決定に対する異議の申立てに関する事件
- ⑪ 同法第42条第1項の規定による受訴裁判所がした裁判員等の解任請求却下決定（簡易却下決定）に対する異議の申立てに関する事件
- ⑫ 同法第43条第2項の規定により受訴裁判所が地方裁判所に通知した職権による裁判員等の解任事件
- ⑬ 同法第94条第1項の規定による選任予定裁判員の選定取消請求却下決定に対する異議の申立てに関する事件

第10条（事件の回付）

本庁と各支部との間における事件の回付については、本庁及び当該事件に係る支部の関係裁判官が協議して定める。本庁又は各支部において、管轄区域の定めに反して提起され、又は申し立てられた事件を回付しないで処理する場合も、同様とする。

第11条（事件処理についての協議）

この定めにより事件を処理し難いときは、本庁各部の部の事務を総括する裁判官が協議して定めるところによる。

第12条（裁判長、裁判官の代理）

各部の裁判長又は裁判官に差し支えのあるときの代理順序は、その部の裁判官が協議して定め、これによることができないときは、所長の指名する他の部の裁判官が代理する。

第13条（開廷日割）

本庁における開廷日割を別表第2及び第3の「開廷日」のとおり定める。

2 支部

第14条（裁判官の配置等）

各支部の裁判官の配置を別表第4のとおりとし、各裁判官への分配及び開廷日割を別表第5のとおり定める。

第14条の2（事件の回付）

各支部の間における事件の回付については、第10条の規定を準用する。

第15条（裁判長、裁判官の代理）

- 1 土浦、龍ヶ崎及び下妻の各支部の裁判長又は裁判官に差し支えがあるときの代理順序は、その支部の裁判官が協議して定め、これによることができないときは、所長の指名する本庁の裁判官が代理する。
- 2 日立及び麻生の各支部の裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する本庁の裁判官が代理する。

3 管内簡易裁判所

第16条（裁判官の配置及び事務分配等）

- 1 管内各簡易裁判所の裁判官の配置を別表第6のとおりとし、各裁判官への分配及び開廷日割を別表第7のとおり定める。
- 2 管内各簡易裁判所の裁判官に差し支えがあるときは、別表第8に掲げる者が、その順序に従い、これを代理し、これによることができないときは、所長の指名する裁判官が代理する。
- 3 前項の規定にかかわらず、支部の置かれている地の簡易裁判所の裁判官に差し支えがある場合において、当該簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官が必要と認めたときは、自ら代理することができる。

4 令状請求事件等の取扱い

第16条の2（令状請求事件等の取扱い）

1 前条までの定めにかかわらず、令状請求事件及び勾留に関する処分（いざれも第1回公判期日後の被告人に対するものを除く。）並びに被疑者に対する国選弁護人選任に関する事務（以下「令状請求事件等」という。）は、次のとおり取り扱う。

① 執務時間内（平日の午前8時30分から午後5時までをいう。）においては、令状請求事件等を別表第9の「執務時間内」欄に登載された各裁判所において、別表第10に登載された裁判官が取り扱う。

ただし、医療観察法による連戻状請求事件並びに通信傍受法に基づく傍受令状の請求事件及び傍受ができる期間の延長の請求事件（以下「連戻状請求事件及び傍受令状等請求事件」という。）については、別表第10の1(1)に登載された裁判官が取り扱う。

② 夜間（平日及び休日の午後5時から翌日午前8時30分までをいう。）及び裁判所の休日（休日の午前8時30分から午後5時までをいう。）においては、前号の各裁判所が取り扱う令状請求事件等を、それぞれ別表第9の「夜間」及び「休日」欄に登載された各裁判所において、これに対応する別表第11に登載された裁判官が取り扱う。ただし、年末年始期間（1月1日から当該年度の最初の執務日の午前8時30分までの間及び当該年度の最終執務日の翌日の午前8時30分から12月31日までの間をいう。）においては、本庁及び水戸簡易裁判所において、別表第11の1に登載された裁判官が全部の令状請求事件等を取り扱う。

ただし、連戻状請求事件及び傍受令状等請求事件については、別表第11の1に登載された裁判官のうち、水戸地方裁判所判事又は水戸地方裁判所判事補が取り扱う。

2 前条までの定めにかかわらず、本庁においては、ゴールデンウィーク期間及び年末年始期間（その期間については、当該年度毎に定める。）の準抗告事件（刑訴法429条）の処理は、本庁において、別表第11の1に

登載された裁判官のうち、水戸地方裁判所又は水戸地方裁判所支部の判事又は判事補が取り扱う。

- 3 前条までの定めにかかわらず、土浦支部においては、夜間及び裁判所の休日（ただし、年末年始期間を除く。）の準抗告事件（刑訴法429条）の処理は、土浦支部において、別表第11の2に登載された裁判官のうち、水戸地方裁判所又は水戸地方裁判所支部の判事又は判事補が取り扱う。
ただし、水戸地方裁判所土浦支部以外の判事及び判事補は令状処理等で土浦支部に在庁時に限る。

- 4 本庁及び水戸簡易裁判所においては、第1項第1号並びに第1項第2号の夜間及び裁判所の休日については、刑事第一部及び刑事第二部の各事務を総括する裁判官と水戸簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官の協議により、本庁においては、第2項のゴールデンウィーク期間及び年末年始期間の準抗告事件については、刑事第一部、刑事第二部、民事第一部及び民事第二部の各事務を総括する裁判官と水戸簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官の協議により、それぞれ担当裁判官を割り当て、各支部及び当該支部の置かれている地の簡易裁判所においては、支部長が担当裁判官を割り当てる。

- 5 本庁においては、第1回公判期日前の勾留に関する処分について、刑事第一部及び刑事第二部の裁判官に差し支えがあるときは、第9条の例による。

第2 司法行政事務の代理順序

第17条（所長の代理）

所長に差し支えがあるときは、次の順位に従い代理し、これによることができないときは、所長の指名する裁判官が代理する。

第1順位 三上 乃理子

第2順位 山崎 威

第3順位 佐々木 健二

第4順位 有賀貞博

第18条（部の事務を総括する裁判官の代理）

本庁の部の事務を総括する裁判官に差し支えがあるときは、その部の裁判官（未特例判事補を除く。）が別表第1の「裁判官の配置」に登載された順序に従い代理する。

第19条（支部長の代理）

- 1 土浦、龍ヶ崎及び下妻の各支部の支部長に差し支えがあるときは、その支部の裁判官が別表第4の「裁判官の配置」に登載された順序に従い代理し、これによることができないときは、所長の指名する裁判官が代理する。
- 2 前項の支部以外の支部長に差し支えがあるときの代理については、第15条第2項の規定を準用する。

第20条（簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官の代理）

簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがあるときは、その裁判所の他の裁判官が別表第6の「裁判官の配置」に登載された順序に従い代理し、これによることができないときは、所長の指名する裁判官が代理する。

第3 応急措置

第21条（所長の応急措置）

この定めによって処理し難い事情が生じたときは、所長は、これらの定めにかかわらず、応急の措置を執ることができる。この場合においては、その後最初に開かれる裁判官会議において承認を得なければならない。

附 則

この定めは、令和7年1月1日から実施する。

この定めは、令和7年1月16日から実施する。

この定めは、令和7年3月10日から実施する。

この定めは、令和7年4月1日から実施する。

(別表第1) 本庁各部の裁判官の配置

民事第一部	判 事 (総括)	三 上 乃理子
	判 事	本 多 健 一
	判事補	田 島 敬 太
民事第二部	判 事 (総括)	佐々木 健 二
	判 事	長谷川 健太郎
	判事補	井 上 かれん
刑事第一部	判 事 (総括)	有 賀 貞 博
	判 事	家 入 美 香
	判 事	君 塚 知弥子
	判事補 (特例) (兼)	亀 井 健 斗
	判事補 (特例)	田 中 悠
	判事補	宮 澤 裕 登
	判事補	福 岡 歳 朗
刑事第二部	判 事 (総括)	山 崎 威
	判事補 (特例)	亀 井 健 斗
	判事補	植 木 佑 記

(注) 「(兼)」は兼務を示す。

(別表第2)
本庁民事部

部	裁判官の配置	裁判事務の分配	開廷日
民事第一部	(合議) 判事 (総括) 三 上 乃理子 判事 本 多 健 一 判事補 田 島 敬 太	<p>① 民事控訴事件 ② 民事抗告事件 ③ 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する共通義務確認訴訟 ④ 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する特定適格消費者団体のする仮差押え等</p> <p style="text-align: center;">以上各 2 分の 1</p> <p>⑤ 民事第一部がした裁判に対する再審事件・上告受理事件・受命裁判官等の裁判に対する異議申立事件 ⑥ 民事第二部が原裁判をした合議事件の差戻事件・忌避申立事件・除斥申立事件 ⑦ 民事調停法第2条により申し立てられた調停事件における民事調停委員の除斥申立事件 ⑧ 民事第一部が民事調停法第20条により調停に付した事件における民事調停委員の除斥申立事件</p> <p style="text-align: center;">以上全部</p>	金
	判事 三 上 乃理子	<p>① 民事通常訴訟事件 ② 手形・小切手訴訟事件 ③ 労働事件 ④ 保全異議・取消事件</p> <p style="text-align: center;">以上各 2 分の 6</p> <p>⑤ 行政訴訟事件 ⑥ 医療に関する損害賠償請求事件 ⑦ 公害、鉛害、薬品、食品、航空機又は船舶に関する損害賠償請求又は差止請求事</p>	火

件

- ⑧ 配偶者暴力事件
⑨ 労働審判事件
⑩ 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する簡易確定手続に対する異議後の訴訟

以上各 4 分の 1

- ⑪ 民事執行事件（ただし、不動産執行事件及び債権執行事件の開始決定手続）

10 分の 1

- ⑫ 民事執行事件（ただし、不動産執行事件及び債権執行事件の開始決定以外の手続）

10 分の 3

- ⑬ 人身保護事件・仮登記を命ずる処分

- ⑭ 調停事件・民事非訟事件（ただし、共有物の管理に係る裁判、所在等不明共有者の持分の取得又は譲渡権限の付与に係る裁判及び所有者不明又は管理不全の土地又は建物の管理命令に係る裁判に関する事件を除く。）、罹災都市借地借家臨時処理事件、接收不動産に関する借地借家臨時処理事件、発信者情報開示命令事件、借地非訟事件、船舶所有者等責任制限事件、油濁等損害賠償責任制限事件、商事非訟事件、仲裁関係事件

以上各 2 分の 1

- ⑮ 過料事件 4 分の 1

判事 本 多 健 一

- ① 民事通常訴訟事件
② 手形・小切手訴訟事件
③ 労働事件

火、木

- ④ 保全異議・取消事件
以上各 28 分の 8
- ⑤ 行政訴訟事件
- ⑥ 医療に関する損害賠償請求事件
- ⑦ 公害、鉱害、薬品、食品、航空機又は船舶に関する損害賠償請求又は差止請求事件
- ⑧ 配偶者暴力事件
- ⑨ 労働審判事件
- ⑩ 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する簡易確定手続に対する異議後の訴訟
以上各 4 分の 1
- ⑪ 民事執行事件（ただし、不動産執行事件及び債権執行事件の開始決定手続）
- ⑫ 民事執行事件（ただし、不動産執行事件及び債権執行事件の開始決定以外の手続）
以上各 10 分の 4
- ⑬ 過料事件 4 分の 1
- ⑭ 共有物の管理に係る裁判、所在等不明共有者の持分の取得又は譲渡権限の付与に係る裁判及び所有者不明又は管理不全の土地又は建物の管理命令に係る裁判に関する民事非訟事件
2 分の 1

判事補 田 島 敬 太

- ① 保全命令（労働事件、公害、鉱害、薬品、食品、航空機又は船舶に関する損害賠償請求又は差止請求の事件を除く。）
- ② 民事共助事件
- ③ 民事証拠保全事件（訴え提起前の証拠収集処分の申立てを含む。）

隨時

		以上各 2 分の 1 ④ 民事執行事件（ただし、不動産執行事件及び債権執行事件の開始決定手続） 10 分の 1 ⑤ 民事執行事件（ただし、不動産執行事件及び債権執行事件の開始決定以外の手続） 10 分の 3	
	判事補 宮 澤 裕 登	民事執行事件（ただし、不動産執行事件及び債権執行事件の開始決定手続） 10 分の 2	随時
	判事補 福 岡 歳 朗	民事執行事件（ただし、不動産執行事件及び債権執行事件の開始決定手続） 10 分の 2	随時
民事第二部	（合議） 判事（総括） 佐々木 健二 判事 長谷川 健太郎 判事補 井 上 かれん	<p>① 民事控訴事件 ② 民事抗告事件 ③ 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する共通義務確認訴訟 ④ 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する特定適格消費者団体のする仮差押え等</p> <p>以上各 2 分の 1 ⑤ 民事第二部がした裁判に対する再審事件・上告受理事件・受命裁判官等の裁判に対する異議申立事件 ⑥ 民事第一部が原裁判をした合議事件の差戻事件・忌避申立事件・除斥申立事件 ⑦ 民事第二部が民事調停法第 20 条により調停に付した事件における民事調停委員の除斥申立事件</p> <p>以上全部</p>	木
	判事 佐々木 健二	① 民事通常訴訟事件	月、金

- ② 手形・小切手訴訟事件
- ③ 労働事件
- ④ 保全異議・取消事件
- 以上各 28 分の 6
- ⑤ 行政訴訟事件
- ⑥ 医療に関する損害賠償請求事件
- ⑦ 公害、鉱害、薬品、食品、航空機又は船舶に関する損害賠償請求又は差止請求事件
- ⑧ 配偶者暴力事件
- ⑨ 労働審判事件
- ⑩ 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する簡易確定手続に対する異議後の訴訟
- 以上各 4 分の 1
- ⑪ 破産事件（同時廃止事件）
- ⑫ 破産事件（管財事件）
- ⑬ 個人再生事件
- ⑭ 通常再生事件
- ⑮ 会社更生事件
- ⑯ 特別清算事件
- ⑰ 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する簡易確定手続
- ⑱ 人身保護事件・仮登記を命ずる処分
- ⑲ 調停事件・民事非訟事件
(ただし、共有物の管理に係る裁判、所在等不明共有者の持分の取得又は譲渡権限の付与に係る裁判及び所有者不明又は管理不全の土地又は建物の管理命令に係る裁判に関する事件を除く。)、罹災都市借地借家臨時処理事件、接收不動産に関する借地借家臨時処理

	<p>事件、発信者情報開示命令事件、借地非訟事件、船舶所有者等責任制限事件、油濁等損害賠償責任制限事件、商事非訟事件、仲裁関係事件</p> <p>以上各 2 分の 1</p> <p>⑳ 過料事件 4 分の 1</p>	
判事 長谷川 健太郎	<p>① 民事通常訴訟事件</p> <p>② 手形・小切手訴訟事件</p> <p>③ 労働事件</p> <p>④ 保全異議・取消事件</p> <p>以上各 28 分の 8</p> <p>⑤ 行政訴訟事件</p> <p>⑥ 医療に関する損害賠償請求事件</p> <p>⑦ 公害、鉱害、薬品、食品、航空機又は船舶に関する損害賠償請求又は差止請求事件</p> <p>⑧ 配偶者暴力事件</p> <p>⑨ 労働審判事件</p> <p>⑩ 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する簡易確定手続に対する異議後の訴訟</p> <p>以上各 4 分の 1</p> <p>⑪ 破産事件（同時廃止事件）</p> <p>⑫ 個人再生事件</p> <p>⑬ 破産事件（管財事件）</p> <p>⑭ 通常再生事件</p> <p>⑮ 会社更生事件</p> <p>⑯ 特別清算事件</p> <p>⑰ 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する簡易確定手続</p> <p>以上各 2 分の 1</p> <p>⑱ 過料事件 4 分の 1</p> <p>⑲ 共有物の管理に係る裁判、所在等不明共有者の持</p>	月、水

		分の取得又は譲渡権限の付与に係る裁判及び所有者不明又は管理不全の土地又は建物の管理命令に係る裁判に関する民事非訟事件 2分の1	
判事補 井 上 かれん		<p>① 保全命令（労働事件、公害、鉱害、薬品、食品、航空機又は船舶に関する損害賠償請求又は差止請求の事件を除く。）</p> <p>② 民事共助事件</p> <p>③ 民事証拠保全事件（訴え提起前の証拠収集処分の申立てを含む。）</p> <p>以上各 2分の1</p>	随時

(注)

- 1 出入国管理及び難民認定法第31条による臨検、捜索又は押収の許可請求事件は、刑事部に全部
- 2 地方自治法第242条の2第1項4号の規定による訴訟について損害賠償若しくは不当利得返還の請求を命ずる判決又は賠償の命令を命ずる判決が確定した場合における同法第242条の3第2項又は第243条の2の2第5項の規定による訴訟及びこれらの訴訟を本案とする民事保全事件については、当該判決を言い渡した部に分配する。

【機密性 2】

(別表第3)
本庁刑事部

部	裁判官の配置	裁判事務の分配	開廷日
刑事第一部	(合議) 判事 (総括) 有賀 貞博 判事 家入 美香 判事 君塚 知弥子 判事補 (特例) (兼) 亀井 健斗 判事補 (特例) 田中 悠 判事補 宮澤 裕登 判事補 福岡 歳朗	① 公判請求事件 (合議) ② 再審請求事件 (単独事件を含む。)、起訴強制事件、準抗告事件 (刑事訴訟法第429条)、医療観察法第41条第1項により決定があった場合の対象行為の存否に関する審理、その他の事件 (第1回公判期日までの勾留に関する処分等を除く。) 以上各 3 分の 2	月、火、水、木、金
	判事 有賀 貞博	① 公判請求事件 37 分の 7 ② 医療観察法による各種遭遇事件、医療観察法第76条による競合する処分の調整の申立てに係る事件 5 分の 1	火、木
	判事 家入 美香	① 公判請求事件 37 分の 7 ② 医療観察法による各種遭遇事件、医療観察法第76条による競合する処分の調整の申立てに係る事件 5 分の 1	火、水
	判事 君塚 知弥子	① 公判請求事件 37 分の 8 ② 医療観察法による各種遭遇事件、医療観察法第76条による競合する処分の調整の申立てに係る事件 5 分の 1 ③ 出入国管理及び難民認定法第31条による臨検、捜索又は押収の許可請求事件 2 分の 1	月、水

	判事補 宮澤裕登	<p>① 執行猶予言渡し取消請求事件、準抗告事件（刑事訴訟法第430条）、その他の事件</p> <p>② 証拠保全請求事件、証人尋問請求事件、共助事件、医療観察法による鑑定入院命令に係る手続</p> <p>③ 起訴議決（検察審査会法第41条の6第1項）に係る事件について公訴の提起及び維持をする検察官の職務を行う者の指定及び公訴の提起前の指定の取消し 以上各3分の1</p>	
	判事補 福岡歳朗	<p>① 執行猶予言渡し取消請求事件、準抗告事件（刑事訴訟法第430条）、その他の事件</p> <p>② 証拠保全請求事件、証人尋問請求事件、共助事件、医療観察法による鑑定入院命令に係る手続</p> <p>③ 起訴議決（検察審査会法第41条の6第1項）に係る事件について公訴の提起及び維持をする検察官の職務を行う者の指定及び公訴の提起前の指定の取消し 以上各3分の1</p>	
刑事第二部	<p>（合議） 判事（総括） 山崎威</p> <p>判事補（特例） 亀井健斗</p> <p>判事補 植木佑記</p>	<p>① 公判請求事件（合議） ② 再審請求事件（単独事件を含む。）、起訴強制事件、準抗告事件（刑事訴訟法第429条）、医療観察法第41条第1項により決定があった場合の対象行為の存否に関する審理、その他の事件（第1回公判期日までの勾留に関する処分等を除く。）</p>	月、火、水、木、金

		以上各 3 分の 1	
判事 山 崎 威	<p>① 公判請求事件 37 分の 7</p> <p>② 医療観察法による各種遭遇事件、医療観察法第 76 条による競合する処分の調整の申立てに係る事件 5 分の 1</p>	月、水	
判事補 (特例) 亀 井 健 斗	<p>① 公判請求事件 37 分の 8</p> <p>② 医療観察法による各種遭遇事件、医療観察法第 76 条による競合する処分の調整の申立てに係る事件 5 分の 1</p> <p>③ 出入国管理及び難民認定法第 31 条による臨検、捜索又は押収の許可請求事件 2 分の 1</p>	火、木	
判事補 植 木 佑 記	<p>① 執行猶予言渡し取消請求事件、準抗告事件（刑事訴訟法第 430 条）、その他の事件</p> <p>② 証拠保全請求事件、証人尋問請求事件、共助事件、医療観察法による鑑定入院命令に係る手続</p> <p>③ 起訴議決（検察審査会法第 41 条の 6 第 1 項）に係る事件について公訴の提起及び維持をする検察官の職務を行う者の指定及び公訴の提起前の指定の取消し</p> <p>以上各 3 分の 1</p>		

(注)

証拠保全請求事件、証人尋問請求事件、共助事件及び医療観察法による鑑定入院命令に係る手続について、宮澤裕登裁判官、福岡歳朗裁判官及び植木佑記裁判官に差し支えがあるときは、君塚知弥子裁判官又は亀井健斗裁判官が取り扱うものとする。

【機密性 2】

(別表第4) 各支部の裁判官の配置

1 日立支部	判 事 (支部長)	大 瀧 泰 平
2 土浦支部	判 事 (支部長)	和久田 道 雄
	判 事	影 浦 直 人
	判 事	村 上 誠 子
	判 事	朝 倉 静 香
	判 事	(兼) 佐 藤 康 憲
	判 事	甚 田 理 恵
	判事補	(兼) 渡 邊 小百合
3 龍ヶ崎支部	判 事 (支部長)	小 嶋 順 平
	判事補 (特例)	関 堯 熙
4 麻生支部	判 事 (支部長)	山 崎 隆 介
	判 事	(代) 沓 掛 遼 介
5 下妻支部	判 事 (支部長)	森 剛
	判 事	(代) 村 上 誠 子
	判 事	石 田 憲 一
	判 事	小 林 麻 子
	判 事	(兼) 河 合 智 史
	判事補 (特例)	姥 原 優 夏

(注) 「(兼)」は兼務を、「(代)」は裁判事務の代理(てん補)を示す。

【機密性 2】

(別表第 5)

支部

庁	裁判官の配置	裁判事務の分配	開廷日
1 日立支部	判事 大瀧泰平	① 民事に関する事件 ② 刑事に関する事件 以上全部	水、金 月
2 土浦支部 (1)民事	(合議) 判事 和久田道雄 判事 影浦直人 判事(兼) 佐藤康憲 判事補(兼) 渡邊小百合	① 民事通常訴訟事件 ② 再審事件 ③ 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する共通義務確認訴訟 ④ 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する特定適格消費者団体のする仮差押え等 ⑤ 人身保護事件 ⑥ 会社更生事件 ⑦ 除斥申立事件 ⑧ 忌避申立事件 ⑨ その他民事に関する合議事件 以上全部	水
	判事 和久田道雄	① 民事通常訴訟事件 ② 再審事件 ③ 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する簡易確定手続に対する異議後の訴訟 ④ 保全命令事件(要審尋事件を除く。) ⑤ 保全異議・取消事件 ⑥ 付調停事件以外の調停事件、 共助事件、仲裁法関係事件 以上各 3 分の 1 ⑦ 民事再生事件(小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件を除く。)、特別精算事件 全部 ⑧ 民事執行事件のうち不動産執行事件 10 分の 4 ⑨ 仮登記仮処分事件、非訟事件、 配偶者暴力事件、発信者情報開	木

	示命令事件、その他の民事雑事件（過料事件を除く。） 3分の1	
判事 影浦直人	<p>① 民事通常訴訟事件 ② 再審事件 ③ 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する簡易確定手続に対する異議後の訴訟 ④ 保全命令事件（要審尋事件を除く。） ⑤ 保全異議・取消事件 ⑥ 付調停事件以外の調停事件、共助事件、仲裁法関係事件 以上各 3分の1</p> <p>⑦ 破産事件（管財事件） 5分の3</p> <p>⑧ 破産事件（同時廃止事件） 2分の1</p> <p>⑨ 民事再生事件のうち小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件 全部</p> <p>⑩ 民事執行事件（不動産執行事件及び財産開示事件を除く。） 5分の2</p> <p>⑪ 民事執行事件のうち財産開示事件 4分の1</p> <p>⑫ 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する簡易確定手続、仮登記仮処分事件、非訟事件、配偶者暴力事件、発信者情報開示命令事件、その他の民事雑事件（過料事件を除く。） 3分の1</p>	火
判事 村上誠子	<p>① 民事執行事件のうち不動産執行事件 10分の3</p> <p>② 保全事件（要審尋事件） 全部</p> <p>③ 過料事件 2分の1</p>	
判事（兼） 佐藤康憲	<p>① 民事通常訴訟事件 ② 再審事件</p>	月

		<p>③ 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する簡易確定手続に対する異議後の訴訟</p> <p>④ 保全命令事件（要審尋事件を除く。）</p> <p>⑤ 保全異議・取消事件</p> <p>⑥ 付調停事件以外の調停事件、共助事件、仲裁法関係事件 以上各 3 分の 1</p> <p>⑦ 破産事件（管財事件） 5 分の 2</p> <p>⑧ 破産事件（同時廃止事件） 2 分の 1</p> <p>⑨ 民事執行事件のうち不動産執行事件 10 分の 3</p> <p>⑩ 民事執行事件（不動産執行事件及び財産開示事件を除く。） 5 分の 2</p> <p>⑪ 民事執行事件のうち財産開示事件 4 分の 1</p> <p>⑫ 過料事件 2 分の 1</p> <p>⑬ 仮登記仮処分事件、非訟事件、配偶者暴力事件、発信者情報開示命令事件、その他の民事雑事件 3 分の 1</p>	
	判事補（兼） 渡 邊 小百合	<p>① 証拠保全事件、訴訟提起前ににおける証拠収集処分の申立事件 全部</p> <p>② 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する簡易確定手続 3 分の 2</p> <p>③ 民事執行事件（不動産執行事件及び財産開示事件を除く。） 5 分の 1</p> <p>④ 民事執行事件のうち財産開示事件 2 分の 1</p>	
(2)刑事	(合議) 判事 朝 倉 静 香 判事 甚 田 理 恵 判事補（兼）	<p>① 公判請求事件</p> <p>② 再審請求事件</p> <p>③ 起訴強制事件 以上全部</p>	月

	渡邊 小百合	
判事 朝倉 静香	<p>① 公判請求事件（即決裁判手続を除く。）</p> <p>② 再審請求事件</p> <p>③ 公判請求事件（即決裁判手続） 以上各 2 分の 1</p> <p>④ 証拠保全請求事件</p> <p>⑤ 準抗告事件（刑事訴訟法第 430 条）</p> <p>⑥ 第 1 回公判期日前の証人尋問請求事件</p> <p>⑦ 共助事件 以上各 3 分の 1</p> <p>⑧ 医療観察法による各種処遇事件、医療観察法第 76 条による競合する処分の調整の申立てに係る事件 2 分の 1</p>	月、火、木
判事 甚田 理恵	<p>① 公判請求事件（即決裁判手続を除く。）</p> <p>② 再審請求事件</p> <p>③ 公判請求事件（即決裁判手続） 以上各 2 分の 1</p> <p>④ 証拠保全請求事件</p> <p>⑤ 準抗告事件（刑事訴訟法第 430 条）</p> <p>⑥ 第 1 回公判期日前の証人尋問請求事件</p> <p>⑦ 共助事件 以上各 3 分の 1</p> <p>⑧ 医療観察法による各種処遇事件、医療観察法第 76 条による競合する処分の調整の申立てに係る事件 2 分の 1</p> <p>⑨ 起訴議決（検察審査会法第 41 条の 6 第 1 項）に係る事件について公訴の提起及び維持をする検察官の職務を行う者の指定及び公訴の提起前の指定の取消し 全部</p>	月、水、金
判事補（兼） 渡邊 小百合	<p>① 医療観察法による鑑定入院命令に係る手続 全部</p> <p>② 証拠保全請求事件</p> <p>③ 準抗告事件（刑事訴訟法第 4</p>	

		30条) ④ 第1回公判期日前の証人尋問 請求事件 ⑤ 共助事件 以上各3分の1	
	判事 和久田 道 雄 判事 影 浦 直 人 判事 村 上 誠 子 判事 朝 倉 静 香 判事(兼) 佐 藤 康 憲 判事 茂 田 理 恵 判事補(兼) 渡 遷 小百合	① 忌避申立事件 ② 準抗告事件(刑事訴訟法第429条) ③ 執行猶予言渡し取消請求事件 ④ 勾留理由開示請求事件 ⑤ その他の刑事雑事件 以上全部	
3龍ヶ崎 支部	判事 小 嶋 順 平	① 民事通常訴訟事件 ② 再審事件 以上各2分の1 ③ 破産事件(管財事件)、民事 再生事件、会社整理事件、特別 清算事件 全部 ④ その他民事に関する事件(付 調停事件、破産事件(同時廃止 事件)を除く。) 2分の1	水
	判事補(特例) 関 堯 熙	① 民事通常訴訟事件 ② 再審事件 以上各2分の1 ③ 破産事件(同時廃止事件) 全部 ④ その他民事に関する事件(付 調停事件、破産事件(管財事 件)、民事再生事件、会社整理 事件、特別清算事件を除く。) 2分の1 ⑤ 刑事に関する事件 全部	火
4麻生支部	判事 山 崎 隆 介	① 民事通常訴訟事件 全部 ② 債権執行事件(債権配当事件 を除く。) 4分の3 ③ その他民事に関する事件(債 権配当事件、破産事件、民事再	火、金

		生事件を除く。) 全部	
	判事 (代) 沓掛遼介	<p>① 債権執行事件 (債権配当事件を除く。) 4分の1</p> <p>② 債権配当事件</p> <p>③ 破産事件</p> <p>④ 民事再生事件</p> <p>以上全部</p>	
		⑤ 刑事に関する事件 全部	水
5 下妻支部 (1)民事	(合議) 判事 森 剛 判事 石田憲一 判事 (兼) 河合智史	<p>① 民事通常訴訟事件</p> <p>② 再審事件</p> <p>③ 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する共通義務確認訴訟</p> <p>④ 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する特定適格消費者団体のする仮差押え等</p> <p>⑤ 人身保護事件</p> <p>⑥ 会社更生事件</p> <p>⑦ 除斥申立事件</p> <p>⑧ 忌避申立事件</p> <p>⑨ その他民事に関する合議事件</p> <p>以上全部</p>	水
	判事 森 剛	<p>① 民事通常訴訟事件 9分の3</p> <p>② 再審事件</p> <p>③ 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する簡易確定手続に対する異議後の訴訟</p> <p>④ 保全異議・取消事件、付調停事件以外の調停事件</p> <p>以上各 2分の1</p> <p>⑤ 破産事件、民事再生事件、個人再生事件、特別清算事件、仲裁関係事件</p> <p>⑥ 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する簡易確定手続</p> <p>⑦ 民事・商事・借地非訟事件、仮登記仮処分事件、労働仮処分</p>	月、金

	事件	
	⑧ 過料事件	以上全部
	⑨ 民事執行事件のうち不動産執行事件	3分の1
	⑩ 民事執行事件（不動産執行事件を除く。）	2分の1
	⑪ 配偶者暴力事件	3分の1
	⑫ 発信者情報開示命令事件	3分の1
	⑬ その他雑事件・共助事件	2分の1
判事（代） 村上誠子	民事通常訴訟事件	9分の3 火、木
判事 石田憲一	① 民事通常訴訟事件 ② 保全命令事件（仮登記仮処分事件、労働仮処分事件を除く。） ③ 証拠保全事件（訴え提起前の証拠収集処分の申立てを含む。） ④ 配偶者暴力事件 ⑤ 民事執行事件のうち不動産執行事件 ⑥ 民事執行事件（不動産執行事件を除く。） ⑦ 発信者情報開示命令事件	以上全部 3分の1 3分の1 4分の1 3分の1
判事（兼） 河合智史	① 民事通常訴訟事件 ② 再審事件 ③ 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する簡易確定手続に対する異議後の訴訟 ④ 保全異議・取消事件、付調停事件以外の調停事件 ⑤ 民事執行事件のうち不動産執行事件 ⑥ 民事執行事件（不動産執行事件を除く。） ⑦ 配偶者暴力事件	以上各2分の1 3分の1 4分の1 3分の1

		<p>⑧ 発信者情報開示命令事件 3分の1</p> <p>⑨ その他雑事件・共助事件 2分の1</p>	
(2)刑事	<p>(合議)</p> <p>判事 森 剛</p> <p>判事 石 田 憲 一</p> <p>判事 小 林 麻 子</p> <p>判事 (兼) 河 合 智 史</p>	<p>① 公判請求事件</p> <p>② 再審請求事件</p> <p>③ 起訴強制事件</p> <p>以上全部</p>	水
	判事 森 剛	証人尋問請求事件、証拠保全請求事件、準抗告事件（刑事訴訟法第430条） 2分の1	
	判事 石 田 憲 一	<p>① 証人尋問請求事件、証拠保全請求事件、準抗告事件（刑事訴訟法第430条） 2分の1</p> <p>② 共助事件、雑事件</p> <p>③ 起訴議決（検察審査会法第41条の6第1項）に係る事件について公訴の提起及び維持をする検察官の職務を行う者の指定及び公訴の提起前の指定の取消し</p> <p>④ 医療観察法による各種処遇事件、医療観察法第76条による競合する処分の調整の申立てに係る事件</p> <p>以上全部</p>	
	判事 小 林 麻 子	<p>① 公判請求事件</p> <p>② 再審請求事件</p> <p>以上全部</p>	月、火、木
	<p>判事 森 剛</p> <p>判事 (代) 村 上 誠 子</p> <p>判事 石 田 憲 一</p> <p>判事 小 林 麻 子</p> <p>判事 (兼) 河 合 智 史</p>	<p>① 忌避申立事件</p> <p>② 準抗告事件（刑事訴訟法第429条）</p> <p>以上全部</p>	

(注)

- 1 各支部における地方自治法第242条の3第2項の規定による訴訟及びこれを本案とする民事保全事件に関する事務は本庁において取り扱う。
- 2 麻生支部の保全命令申立事件その他急を要すると認められる事件で本庁に提起されたものは、訴訟関係人の利益等特別の事情により同支部で処理するのを相当と認められるものを除き、当分の間、本庁で処理する。この場合における当該事件の処理は、同支部に配置された裁判官がするものとし、その裁判官に差支えがあるときは、所長の指名する本庁の裁判官が処理するものとする。

(別表第6) 管内各簡易裁判所の裁判官の配置

1 水戸簡易裁判所	簡易裁判所判事	福 本 修
	簡易裁判所判事	本 田 千 鶴
2 笠間簡易裁判所	簡易裁判所判事 (兼)	布 野 克 也
3 日立簡易裁判所	簡易裁判所判事	大 瀧 泰 平
	簡易裁判所判事	井 手 本 明
4 常陸太田簡易裁判所	簡易裁判所判事 (兼)	井 手 本 明
5 土浦簡易裁判所	簡易裁判所判事	加 藤 晃 司
	簡易裁判所判事	織 田 啓 三
6 石岡簡易裁判所	簡易裁判所判事	布 野 克 也
7 龍ヶ崎簡易裁判所	簡易裁判所判事	関 尚 熙
	簡易裁判所判事 (代)	梅 木 裕 史
8 取手簡易裁判所	簡易裁判所判事	梅 木 裕 史
9 麻生簡易裁判所	簡易裁判所判事 (代)	沓 掛 遼 介
	簡易裁判所判事	篠 悟 刚
10 下妻簡易裁判所	簡易裁判所判事	森 剛
	簡易裁判所判事	石 田 憲 一
	簡易裁判所判事	小 林 麻 子
	簡易裁判所判事	河 合 智 史
	簡易裁判所判事	姥 原 優 夏
	簡易裁判所判事 (代)	渡 辺 一 弥
11 下館簡易裁判所	簡易裁判所判事	阿 部 憲 昭
12 古河簡易裁判所	簡易裁判所判事	渡 辺 一 弥
	簡易裁判所判事 (代)	阿 部 憲 昭

(注) 「(兼)」は兼務を、「(代)」は裁判事務の代理(てん補)を示す。

【機密性2】

(別表第7)

簡易裁判所

庁	裁判官の配置	裁判事務の分配	開廷日
1 水戸簡裁	簡易裁判所判事 福 本 修	<p>① 民事通常事件 ② 少額訴訟事件 ③ 民事再審事件 ④ 民事保全事件 ⑤ 調停申立事件</p> <p style="text-align: right;">以上各 2 分の 1</p> <p>⑥ 過料事件 全部 ⑦ 民事に関するその他の事件 2 分の 1</p> <p>⑧ 刑事通常事件 ⑨ 刑事再審請求事件 ⑩ 正式裁判請求事件</p> <p style="text-align: right;">以上各 2 分の 1</p> <p>⑪ 刑事雑事件 3 分の 1 ⑫ 略式事件 (三者即日処理事件 を除く。) ⑬ 三者即日処理事件 ⑭ 出張事件処理 ⑮ 刑事に関するその他の事件</p> <p style="text-align: right;">以上各 2 分の 1</p>	月、木
	簡易裁判所判事 本 田 千 鶴	<p>① 民事通常事件 ② 少額訴訟事件 ③ 民事再審事件 ④ 民事保全事件 ⑤ 調停申立事件 ⑥ 民事に関するその他の事件</p> <p style="text-align: right;">以上各 2 分の 1</p> <p>⑦ 刑事通常事件 ⑧ 刑事再審請求事件 ⑨ 正式裁判請求事件</p> <p style="text-align: right;">以上各 2 分の 1</p> <p>⑩ 刑事雑事件 3 分の 2 ⑪ 略式事件 (三者即日処理事件 を除く。) ⑫ 三者即日処理事件 ⑬ 出張事件処理 ⑭ 刑事に関するその他の事件</p> <p style="text-align: right;">以上各 2 分の 1</p>	火、金

2 笠間簡裁	簡易裁判所判事（兼） 布野克也	① 民事に関する事件 ② 刑事に関する事件 以上全部	火、木
3 日立簡裁	簡易裁判所判事 大瀧泰平	正式裁判請求事件 全部	月
	簡易裁判所判事 井手本 明	① 民事に関する事件 ② 刑事に関する事件（正式裁判請求事件を除く。） 以上全部	火、木
4 常陸太田 簡裁	簡易裁判所判事（兼） 井手本 明	① 民事に関する事件 ② 刑事に関する事件 以上全部	水
5 土浦簡裁	簡易裁判所判事 加藤晃司	① 民事通常事件 ② 少額訴訟事件 ③ 民事再審事件 ④ 調停申立事件 ⑤ 民事保全事件 ⑥ 公示催告事件 ⑦ 過料事件 ⑧ 民事に関するその他の事件 以上各 2分の 1	火
		⑨ 刑事通常事件 ⑩ 刑事再審請求事件 ⑪ 正式裁判請求事件 ⑫ 略式事件（三者即日処理事件を除く。） ⑬ 三者即日処理事件 ⑭ 刑事に関するその他の事件 以上各 2分の 1	金
	簡易裁判所判事 織田啓三	① 民事通常事件 ② 少額訴訟事件 ③ 民事再審事件 ④ 調停申立事件 ⑤ 民事保全事件 ⑥ 公示催告事件 ⑦ 過料事件 ⑧ 民事に関するその他の事件 以上各 2分の 1	月

		<p>⑨ 刑事通常事件 ⑩ 刑事再審請求事件 ⑪ 正式裁判請求事件 ⑫ 略式事件（三者即日処理事件を除く。） ⑬ 三者即日処理事件 ⑭ 刑事に関するその他の事件 以上各2分の1</p>	木
6 石岡簡裁	簡易裁判所判事 布野克也	<p>① 民事に関する事件 ② 刑事に関する事件 以上全部</p>	月、水、金
7 龍ヶ崎簡裁	簡易裁判所判事 関堯熙	正式裁判請求事件 全部	月
	簡易裁判所判事（代） 梅木裕史	<p>① 民事に関する事件 ② 刑事に関する事件（正式裁判請求事件を除く。） 全部</p>	木 木
8 取手簡裁	簡易裁判所判事 梅木裕史	<p>① 民事に関する事件 ② 刑事に関する事件 全部</p>	水、金 金
9 麻生簡裁	簡易裁判所判事（代） 沓掛遼介	正式裁判請求事件 全部	水
	簡易裁判所判事 鳴悟	<p>① 民事に関する事件 ② 刑事に関する事件（正式裁判請求事件を除く。） 全部</p>	月、木 水、木
10 下妻簡裁	簡易裁判所判事 森剛	[REDACTED] 5分の1	
	簡易裁判所判事 石田憲一	[REDACTED] 5分の1	
	簡易裁判所判事 小林麻子	正式裁判請求事件 全部	
	簡易裁判所判事 河合智史	[REDACTED] 5分の1	
	簡易裁判所判事（代） 渡辺一弥	<p>① 民事に関する事件（民事保全事件、調停事件を除く。）</p>	水

		<p>② 少額訴訟、公示催告事件 ③ 民事保全事件 ④ 調停事件</p> <p style="text-align: right;">以上全部</p>	
		<p>⑤ 刑事通常事件 ⑥ 刑事再審請求事件 ⑦ [REDACTED] ⑧ 刑事に関するその他の事件</p> <p style="text-align: right;">以上全部</p>	金
		<p>⑨ [REDACTED]</p> <p style="text-align: right;">5分の2</p>	
11下館簡裁	簡易裁判所判事 阿 部 憲 昭	<p>① 民事に関する事件 全部 ② 刑事に関する事件 全部</p>	木 火
12古河簡裁	簡易裁判所判事 渡 辺 一 弥	<p>① 民事に関する事件 ② 刑事に関する事件</p> <p style="text-align: right;">5分の3</p>	火
	簡易裁判所判事 (代) 阿 部 憲 昭	<p>① 民事に関する事件 ② 刑事に関する事件</p> <p style="text-align: right;">5分の2</p>	水

(注)

- 1 水戸簡易裁判所を除くその他の簡易裁判所における公職選挙法違反事件に関する略式命令請求事件については、当該簡易裁判所（以下「受理簡易裁判所」という。）の裁判官を代理する裁判官（別表第8）が受理簡易裁判所の裁判官として、これを処理し、これに対する正式裁判は、受理簡易裁判所の裁判官が処理するものとする。

(別表第 8) 裁判事務についての簡易裁判所裁判官の代理順序

差し支えのある裁判官	代理すべき裁判官
水戸簡易裁判所裁判官	水戸簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官が指名する同裁判所裁判官
笠間簡易裁判所裁判官	同上
日立簡易裁判所裁判官	同上
常陸太田簡易裁判所裁判官	同上
土浦簡易裁判所裁判官	土浦簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官が指名する同裁判所裁判官
石岡簡易裁判所裁判官	同上
龍ヶ崎簡易裁判所裁判官	同上
取手簡易裁判所裁判官	同上
麻生簡易裁判所裁判官	水戸簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官が指名する同裁判所裁判官
下妻簡易裁判所裁判官	下妻簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官が指名する同裁判所裁判官
下館簡易裁判所裁判官	同上
古河簡易裁判所裁判官	同上

(別表第9) 令状請求事件等取扱庁

	執務時間内	夜間	休日
本庁	自 庁	水 戸	水 戸
水戸簡易裁判所			
日立支部	自庁、ただし裁判官差し 支えのときは水戸	水 戸	水 戸
日立簡易裁判所			
笠間簡易裁判所	自庁、ただし裁判官差し 支えのときは水戸	下 妻	下 妻
常陸太田簡易裁判所	自庁、ただし裁判官差し 支えのときは水戸		
下妻支部	自 庁	下 妻	下 妻
下妻簡易裁判所			
下館簡易裁判所	自庁、ただし裁判官差し 支えのときは下妻	土 浦	土 浦
古河簡易裁判所	自庁、ただし裁判官差し 支えのときは下妻		
土浦支部	自 庁	土 浦	土 浦
土浦簡易裁判所			
龍ヶ崎支部	自 庁、ただし裁判官差し 支えのときは土浦	土 浦	土 浦
龍ヶ崎簡易裁判所			

麻生支部	自庁、ただし裁判官差し支えのときは土浦	土 浦
麻生簡易裁判所		
石岡簡易裁判所	自庁、ただし裁判官差し支えのときは土浦	
取手簡易裁判所	自庁、ただし裁判官差し支えのときは、月・水・金曜日については土浦、火・木曜日については龍ヶ崎	

「執務時間内」、「夜間」、「休日」の各欄中に「水戸」とあるのは本庁及び水戸簡易裁判所を、「土浦」、「下妻」又は「龍ヶ崎」とあるのは各支部及び当該支部の置かれた地の簡易裁判所を、それぞれ指す。

【機密性2】

(別表第10) 執務時間内における令状請求事件及び勾留に関する処分（いずれも第1回公判期日後の被告人に対するものを除く。）並びに被疑者に対する国選弁護人選任に関する事務を担当する裁判官及び事件の分配

1 水戸地方裁判所及び水戸簡易裁判所

(1) 水戸地方裁判所刑事第一部及び第二部

水戸地方裁判所判事補	宮澤 裕登	3分の1
同	福岡 歳朗	3分の1
同	植木 佑記	3分の1

(注1) 宮澤裕登裁判官、福岡歳朗裁判官及び植木佑記裁判官に差し支えがあるときは、山崎威裁判官、有賀貞博裁判官、家入美香裁判官、君塚知弥子裁判官又は亀井健斗裁判官が取り扱うものとする。

(2) 水戸簡易裁判所

水戸簡易裁判所簡易裁判所判事	福本 修	3分の1
同	本田 千鶴	3分の2

(注2) 水戸簡易裁判所の裁判官として標記の事件等を取り扱うことができる裁判官は、常陸太田及び笠間の各簡易裁判所の裁判官に差し支えがあるときは、当該各簡易裁判所の被疑者に対する国選弁護人選任に関する事務、第1回公判期日前の勾留に関する処分及び警察官職務執行法第3条第3項所定の保護許可状請求事件を、当該各簡易裁判所の裁判官として取り扱うことができる。

2 水戸地方裁判所日立支部及び日立簡易裁判所

(1) 日立支部

水戸地方裁判所日立支部判事	大瀧 泰平
---------------	-------

(2) 日立簡易裁判所

日立簡易裁判所簡易裁判所判事	井手本 明
----------------	-------

(注3) 井手本明裁判官に差し支えがあるときは、大瀧泰平裁判官が取り扱うものとする。

3 水戸地方裁判所土浦支部及び土浦簡易裁判所

(1) 土浦支部

水戸地方裁判所土浦支部判事 朝倉 静香

保釈請求事件 2分の1

同 甚田 理恵

保釈請求事件 2分の1

水戸地方裁判所土浦支部判事補 (兼) 渡邊 小百合

保釈請求事件を除く全部

(注4) 朝倉静香裁判官、甚田理恵裁判官及び渡邊小百合裁判官に差し支えがあるときは、和久田道雄裁判官、影浦直人裁判官、村上誠子裁判官又は佐藤康憲裁判官が取り扱うものとする。ただし、村上誠子裁判官は在庁時に限り取り扱うものとする。

(2) 土浦簡易裁判所

土浦簡易裁判所簡易裁判所判事 加藤 晃司 2分の1

同 織田 啓三 2分の1

(注5) 加藤晃司裁判官及び織田啓三裁判官に差し支えがあるときは、和久田道雄裁判官、影浦直人裁判官、村上誠子裁判官、朝倉静香裁判官、佐藤康憲裁判官又は甚田理恵裁判官が取り扱うものとする。ただし、村上誠子裁判官は在庁時に限り取り扱うものとする。

(注6) 土浦簡易裁判所の裁判官として標記の事件等を取り扱うことができる裁判官は、麻生、石岡及び取手の各簡易裁判所の裁判官に差し支えがあるときは、当該各簡易裁判所の被疑者に対する国選弁護人選任に関する事務、第1回公判期日前の勾留に関する処分及び警察官職務執行法第3条第3項所定の保護許可状請求事件を、当該各簡易裁判所の裁判官として取り扱うことができる。

4 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部及び龍ヶ崎簡易裁判所

(1) 龍ヶ崎支部

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部判事補（特例） 関堯熙

（注7） 関堯熙裁判官に差し支えがあるときは、小嶋順平裁判官が取り扱うものとする。

（2）龍ヶ崎簡易裁判所

龍ヶ崎簡易裁判所簡易裁判所判事 小嶋順平 5分の1

龍ヶ崎簡易裁判所簡易裁判所判事 関堯熙 5分の2

同 （代）梅木裕史 5分の2

（注8） 龍ヶ崎簡易裁判所の裁判官として標記の事件等を取り扱うことができる裁判官は取手簡易裁判所の裁判官に差し支えがあるときは、取手簡易裁判所の被疑者に対する国選弁護人選任に関する事務、第1回公判期日前の勾留に関する処分及び警察官職務執行法第3条第3項所定の保護許可状請求事件を、取手簡易裁判所の裁判官として取り扱うことができる

5 水戸地方裁判所麻生支部及び麻生簡易裁判所

（1）麻生支部

水戸地方裁判所麻生支部判事 山崎隆介 4分の3

同 （代）沓掛遼介 4分の1

（2）麻生簡易裁判所

麻生簡易裁判所簡易裁判所判事 嵐悟

（注9） ■■■、■■■及び■■■に嵐悟裁判官に差し支えがあるときは、山崎隆介裁判官が、在庁時に限り取り扱うものとする。

（注10） ■■■に嵐悟裁判官に差し支えがあるときは、沓掛遼介裁判官が、在庁時に限り取り扱うものとする。

6 水戸地方裁判所下妻支部及び下妻簡易裁判所

（1）下妻支部

水戸地方裁判所下妻支部判事 森剛 3分の1

同 石田憲一 3分の1

同 （兼）河合智史 3分の1

(注 11) 森剛裁判官、石田憲一裁判官及び河合智史裁判官に差し支えがあるときは、村上誠子裁判官又は小林麻子裁判官が取り扱うものとする。ただし、村上誠子裁判官は在庁時に限り取り扱うものとする。

(2) 下妻簡易裁判所

下妻簡易裁判所簡易裁判所判事	森 剛	5分の1
同	石 田 憲 一	5分の1
同	河 合 智 史	5分の1
同	(代) 渡 辺 一 弥	5分の2

(注 12) 森剛裁判官、石田憲一裁判官、河合智史裁判官及び渡辺一弥裁判官に差し支えがあるときは、村上誠子裁判官又は小林麻子裁判官が取り扱うものとする。ただし、村上誠子裁判官は在庁時に限り取り扱うものとする。

(注 13) 下妻簡易裁判所の裁判官として標記の事件等を取り扱うことができる裁判官は、下館及び古河の各簡易裁判所の裁判官に差し支えがあるときは、当該各簡易裁判所の被疑者に対する国選弁護人選任に関する事務、第1回公判期日前の勾留に関する処分及び警察官職務執行法第3条第3項所定の保護許可状請求事件を、当該各簡易裁判所の裁判官として取り扱うことができる。

7 笠間簡易裁判所

笠間簡易裁判所簡易裁判所判事 (兼) 布 野 克 也

8 常陸太田簡易裁判所

常陸太田簡易裁判所簡易裁判所判事 (兼) 井手本 明

9 石岡簡易裁判所

石岡簡易裁判所簡易裁判所判事 布 野 克 也

10 取手簡易裁判所

取手簡易裁判所簡易裁判所判事 梅 木 裕 史

11 下館簡易裁判所

下館簡易裁判所簡易裁判所判事 阿部憲昭

12 古河簡易裁判所

古河簡易裁判所簡易裁判所判事 渡辺一弥 5分の3
同 (代) 阿部憲昭 5分の2

【機密性2】

(別表第11) 執務時間外における令状請求事件及び勾留に関する処分（いずれも
第1回公判期日後の被告人に対するものを除く。）並びに被疑者に
に対する国選弁護人選任に関する事務を担当する裁判官

1 水戸地方裁判所及び水戸簡易裁判所

水戸地方裁判所判事兼簡易裁判所判事	藤井聖悟
同	三上乃理子
同	山崎威
同	佐々木健二
同	有賀貞博
同	山崎隆介
同	家入美香
同	本多健一
同	沓掛遼介
同	長谷川健太郎
同	君塚知弥子
水戸地方裁判所判事補（特例）兼簡易裁判所判事	亀井健斗
水戸地方裁判所判事補	田島敬太
同	福岡歳朗
同	井上かれん
同	植木佑記
水戸地方裁判所日立支部判事兼簡易裁判所判事	大瀧泰平
日立簡易裁判所簡易裁判所判事	井手本明

(注1) 水戸地方裁判所日立支部及び日立簡易裁判所の裁判官は、標記の事件等を、
水戸簡易裁判所の裁判官として取り扱うことができる。

(注2) 水戸簡易裁判所の裁判官として標記の事件等を取り扱うことができる裁判官
は、笠間、日立及び常陸太田の各簡易裁判所の執務時間外における被疑者に対

する国選弁護人選任に関する事務、第1回公判期日前の勾留に関する処分及び警察官職務執行法第3条第3項所定の保護許可状請求事件を、当該簡易裁判所の裁判官として取り扱うことができる。

(注3) 水戸簡易裁判所の裁判官として標記の事件等を取り扱うことができる裁判官は、下妻簡易裁判所の執務時間外における被疑者に対する国選弁護人選任に関する事務を、下妻簡易裁判所の裁判官として取り扱うことができる。

(注4) 水戸簡易裁判所の裁判官として標記の事件等を取り扱うことができる裁判官は、管内各簡易裁判所の年末年始期間（1月1日から当該年度の最初の執務日の午前8時30分までの間及び当該年度の最終執務日の翌日の午前8時30分から12月31日までの間をいう。）における標記の事件等を、管内の各簡易裁判所の裁判官として取り扱うことができる。

2 水戸地方裁判所土浦支部及び土浦簡易裁判所

水戸地方裁判所土浦支部判事兼簡易裁判所判事	和久田 道 雄
同	影 浦 直 人
同	朝 倉 静 香
同	佐 藤 康 憲
同	甚 田 理 恵
水戸地方裁判所土浦支部判事補	渡 邊 小百合
水戸地方裁判所判事兼簡易裁判所判事	鈴 木 ありさ
水戸地方裁判所判事補兼簡易裁判所判事	宮 澤 裕 登
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部判事兼簡易裁判所判事	小 嶋 順 平
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部判事補（特例）兼簡易裁判所判事	関 光 熙
水戸簡易裁判所簡易裁判所判事	福 本 修
同	本 田 千 鶴
土浦簡易裁判所簡易裁判所判事	加 藤 晃 司
同	織 田 啓 三
石岡簡易裁判所簡易裁判所判事	布 野 克 也
取手簡易裁判所簡易裁判所判事	梅 木 裕 史

麻生簡易裁判所簡易裁判所判事

鳩 悟

(注 5) 水戸地方裁判所及び同龍ヶ崎支部並びに水戸簡易裁判所、石岡簡易裁判所、取手簡易裁判所及び麻生簡易裁判所の裁判官は、標記の事件等を、土浦簡易裁判所の裁判官として取り扱うことができる。

(注 6) 土浦簡易裁判所の裁判官として標記の事件等を取り扱うことができる裁判官は、石岡、龍ヶ崎、取手、麻生、下妻、下館及び古河の各簡易裁判所の執務時間外における被疑者に対する国選弁護人選任に関する事務、第1回公判期日前の勾留に関する処分及び警察官職務執行法第3条第3項所定の保護許可状請求事件を、当該簡易裁判所の裁判官として取り扱うことができる。

3 水戸地方裁判所下妻支部及び下妻簡易裁判所

水戸地方裁判所下妻支部判事兼簡易裁判所判事

森 剛

同

石 田 憲 一

同

小 林 麻 子

同

河 合 智 史

水戸地方裁判所土浦支部判事兼簡易裁判所判事

村 上 誠 子

下館簡易裁判所簡易裁判所判事

阿 部 憲 昭

古河簡易裁判所簡易裁判所判事

渡 辺 一 弥

(注 7) 水戸地方裁判所土浦支部並びに下館簡易裁判所及び古河簡易裁判所の裁判官は、標記の事件等を、下妻簡易裁判所の裁判官として取り扱うことができる。

(注 8) 下妻簡易裁判所の裁判官として標記の事件等を取り扱うことができる裁判官は、下館及び古河の各簡易裁判所の執務時間外における被疑者に対する国選弁護人選任に関する事務、第1回公判期日前の勾留に関する処分及び警察官職務執行法第3条第3項所定の保護許可状請求事件を、当該簡易裁判所の裁判官として取り扱うことができる。